

▶1級基本講義 第1回のチャプター(2025年度例)

チャプター名	時間
01:1級講義学習のポイント・答案作成の基本形	約17分
02:民法557条1項－解約手付(その1)	約14分
03:民法557条1項－解約手付(その2)	約17分
04:民法177条の「第三者」の意義	約20分
05:民法177条の「第三者」に該当しない者	約15分
06:民法177条の「第三者」に該当する者	約13分
07:抵当権者と第三取得者や賃借人との関係	約23分

※上記のチャプター名・時間については、例示の為一部内容を修正しています。また、講義回によりチャプターの数は異なります。

【1日で1講義】を週2回で受講する例

月曜日	－
↓	
火曜日	◆1級基本講義 第1回 受講
	01:1級講義学習のポイント・答案作成の基本形
	02:民法557条1項－解約手付(その1)
	03:民法557条1項－解約手付(その2)
	04:民法177条の「第三者」の意義
	05:民法177条の「第三者」に該当しない者
	06:民法177条の「第三者」に該当する者
	07:抵当権者と第三取得者や賃借人との関係
↓	
水曜日	－
↓	
木曜日	－
↓	
金曜日	◆1級基本講義 第2回 受講
	01:一般不法行為責任と使用者責任の要件 (民法709条, 715条)
	02:過失相殺(民法722条2項)と被害者側の過失
	03:損害賠償責任(民法415条)と解除(民法541条・542条)
	04:債務不履行責任その2－損害賠償責任(民法415条)の要件
	05:債務不履行責任その3－安全配慮義務違反に基づく損害賠償請求
	06:債務不履行責任その4－債務者の帰責事由と履行補助者の故意・過失
	07:特定物と不特定物(種類物)の意義・特定物売買での履行不能の処理
↓	
土曜日	－
↓	
日曜日	－



基本的に1回の講義の全てのチャプターを1日で受講するパターンです。

1回の講義時間が約2.5時間ですので、1日の中である程度のまとまった時間を確保できる方に向いています。

1日の想定学習時間…約2.5時間

▶1級基本講義 第2回のチャプター(2025年度例)

チャプター名	時間
01:一般不法行為責任と使用者責任の要件 (民法709条, 715条)	約18分
02:過失相殺(民法722条2項)と被害者側の過失	約31分
03:損害賠償責任(民法415条)と解除(民法541条・542条)	約10分
04:債務不履行責任その2－損害賠償責任(民法415条)の要件	約12分
05:債務不履行責任その3－安全配慮義務違反に基づく損害賠償請求	約9分
06:債務不履行責任その4－債務者の帰責事由と履行補助者の故意・過失	約11分
07:特定物と不特定物(種類物)の意義・特定物売買での履行不能の処理	約16分

【1講義をチャプターで分散】して週4回で受講する例

月曜日	◆1級基本講義 第1回 チャプター01～03 受講
	01:1級講義学習のポイント・答案作成の基本形
	02:民法557条1項－解約手付(その1)
火曜日	03:民法557条1項－解約手付(その2)
	◆1級基本講義 第1回 チャプター04～07 受講
	04:民法177条の「第三者」の意義
水曜日	05:民法177条の「第三者」に該当しない者
	06:民法177条の「第三者」に該当する者
	07:抵当権者と第三取得者や賃借人との関係
↓	
木曜日	◆1級基本講義 第2回 チャプター01～03 受講
	01:一般不法行為責任と使用者責任の要件 (民法709条, 715条)
	02:過失相殺(民法722条2項)と被害者側の過失
金曜日	03:損害賠償責任(民法415条)と解除(民法541条・542条)
	◆1級基本講義 第2回 チャプター04～07 受講
	04:債務不履行責任その2－損害賠償責任(民法415条)の要件
土曜日	05:債務不履行責任その3－安全配慮義務違反に基づく損害賠償請求
	06:債務不履行責任その4－債務者の帰責事由と履行補助者の故意・過失
	07:特定物と不特定物(種類物)の意義・特定物売買での履行不能の処理
↓	
日曜日	◆1級基本講義 第2回 チャプター01～03 受講
	01:一般不法行為責任と使用者責任の要件 (民法709条, 715条)
↓	



1回の講義をチャプターごとに分散して受講するパターンです。

1回の講義時間が約60分～約90分に抑えることができますので、1日に確保できる学習時間に限りがある方に向いています。

1日の想定学習時間…約60分～約90分